

2023年4月24日

お客様各位

栃木信用金庫

契約終了後の融資契約書等のお取扱いについて

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、これまでお借入時にお預りいたしました融資契約書等につきましては、当該融資のご返済によって契約終了(完済)となりました場合には、お客様へご返却させていただいておりましたが、2023年5月1日(月)以降の契約終了分より、当金庫で一定期間保管したうえで廃棄させていただく取扱いに変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記等が必要となりますので、従来通りご返却させていただきます。

※ご返却をご希望されるお客様は、お手数ですが契約終了日から1ヵ月以内に、取扱店までお申し出ください。

※ご不明な点がございましたら取扱店までお問い合わせください。

以上